

議案第70号

岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岩倉市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合は、実施機関が別に定める方法。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(岩倉市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年岩倉市条例第4号）に基づき設置される岩倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合
(法の施行の状況の公表及び報告)

第6条 実施機関は、毎年度、法の施行の状況について市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による実施機関の報告を取りまとめ、市民に公表するとともに、これを議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩倉市個人情報保護条例の廃止)

第2条 岩倉市個人情報保護条例（平成17年岩倉市条例第3号）は、廃止する。

(岩倉市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の岩倉市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行

前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）が行う公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第27条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第9号に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 旧条例第40条の規定による運営状況の公表及び報告については、令和5年度に限り、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号又は第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

(岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩倉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「岩倉市個人情報保護条例(平成17年岩倉市条例第3号)第2条第4号」を「法第2条第8項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 実施機関 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岩倉市条例第 号)第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。